

■ 令和6年度 議会活性化特別委員会活動報告

1. 本特別委員会の令和6年度活動概要

開催回	開催年月日	活動内容等	備考
第9回	令和6年7月4日	*本年度における委員会の活動計画に関する協議	
第10回	令和6年9月19日	*議会のICT化の推進に関する協議 *委員会の配信に関する協議	
第11回	令和6年11月21日	*議会のICT化の推進に関する協議 *委員会の配信に関する協議	
第12回	令和6年12月11日	*議会のICT化の推進に関する協議 *委員会の配信に関する協議 *SNSガイドラインに関する協議	
第13回	令和7年1月23日	*議会のICT化の推進に関する協議 *委員会の配信に関する協議 *SNSガイドラインに関する協議 *BCPに関する協議	
第14回	令和7年2月17日	*議会のICT化の推進に関する協議 *委員会の配信に関する協議 *SNSガイドラインに関する協議 *BCPに関する協議	
第15回	令和7年2月21日	*SNSガイドラインに関する協議	
第16回	令和7年3月5日	*SNSガイドラインに関する協議	
第17回	令和7年3月7日	*SNSガイドラインに関する協議	
第18回	令和7年3月18日	*委員会活動報告についての協議	
	令和7年3月21日 (3月定例会最終日)	◎委員会活動中間報告	

※第1回～第8回の委員会については、令和5年度に開催

2. 議会ICT化の推進（タブレット端末の活用）

タブレット端末については、昨年度の協議の結果、まずは本会議や委員会等での運用を安定させていくこととしていたところである。

そのことを踏まえ、本格的なタブレット端末導入直後である令和6年3月定例会から紙面と電子データを併用する試行期間と位置づけ、文書管理アプリを用いて、タブレット端末の活用を進めてきた。なお、令和6年3月から7月までは、議会独自のWi-Fi環境ではなく、当局が整備した公共のWi-Fi環境を活用してきたが、ドアを閉めた会議室内ではWi-Fi接続が安定せず、安定した運用が困難であった。そのため、令和6年8月に議会独自のWi-Fi環境を急遽整備することとし、ホームルーター2台を新たに設置した。その結果、9月定例会から安定した環境により運用が実施できたところである。

その後、9月定例会の運用において、特段の問題は生じなかったことから、まずは、

12月定例会から、委員会審査における資料を電子データとする取扱いとした。さらに、12月定例会においても特段の問題が生じなかったことから、当局提案の議案等を含めて、一部資料を除き、これまで紙面で議員へ配付してきたほぼ全ての資料について、ペーパーレス化することを決定したところである。

3. 会議録等の議会作成資料の取り扱いについて

既述のとおり、議会の審査・審議において必要とするほぼ全ての資料をペーパーレス化することとなったことから、今年度は、議会として紙面で作成してきた資料も含めてペーパーレス化の協議を実施した。

協議結果としては、これまで議員全員へ配付してきた会議録については廃止し、今後は、会派等への1冊程度の配付とするなど、必要最小限の紙面の印刷とすることとしたところである。

4. 委員会の配信

令和4年度当時の議会活性化特別委員会の活動において、令和5年度から配信を試行していくことで委員の意見が一致し、そのことを踏まえ、昨年度配信に向けた協議を進めていたところである。しかしながら、令和5年9月定例会の予算審査特別委員会での試行中に配信が途切れる問題が発生した。その後、令和6年1月に先進地視察を実施したところであるが、その際に、下記の2点の課題等について知見が得られた。そのため、本年度に改めて、配信に係る技術上の問題・課題等を整理した上で、具体的な配信時期や配信方法等に関する協議を行ったところである。

【先進地視察を踏まえて得られた知見】

先進地での現状等
<p>【大津市（滋賀県）】 廉価で実現可能なYouTubeで中継することを決定。中継映像は、議員を正面から撮影した映像（市当局職員の後ろ姿のみが映る形）として試行を行った。令和5年9月の試行の際に、映像が映らない、中継が混線する等のトラブルが発生し、安定的な運用が困難であることから本格運用には至っていない。</p>
<p>【泉大津市（大阪府）】 YouTubeでの配信を断念せざるを得ない事案が発生したため、予算措置を行った上で、専用の映像配信システムによる中継に移行</p>

【本年度整理した配信に係る技術上の問題・課題等】

問題・課題等	概要
委員会進行について	本会議のように事前の質問通告や、細かいルール設定がないことから、今後そういったルール設定についての協議が必要である。
委員会審査前の事前準備 (議案等の内容周知)	審査における各種資料等、論点整理ができる電子資料のホームページ掲載等が必要である。 ※委員会配信を実施している他市議会においては、市議会のホームページに、委員会審査に関する資料の掲載がある。 ex)「市長提出議案」、「委員会資料」の名称で市議会のホームページに掲載
当局職員が映ることへの配慮	これまで映像として残ることのなかった課室長が答弁者となる。先進市においても実施されていたカメラアングル等の工夫や、当局の理解を得ることが必要である。
設備面について	議会大会議室においては、録画機器等があり議場同様の録画はできるが、テロップ等の表示はできない。また、第1・第2委員会室には録画機器がないため、その点を踏まえた協議が必要である。

【今後の方針について】

本年度は、配信に係る技術上の問題・課題等を整理した上で、改めて、具体的な配信時期や配信方法等に関する協議を行った。協議結果としては、来年度中に、議会大会議室で開催される予算審査特別委員会等の録画配信を試行することを目指す方針が決定したところである。なお、既述の問題・課題等への対応として、特に当局への協力依頼や、事前協議は欠かせない事項となる。

5. BCPの見直しについて

(1) 延岡市議会業務継続計画の経緯・概要

本市議会においては、令和2年3月に延岡市議会業務継続計画を策定した。BCP策定の経緯としては、近い将来に発生が予測されている南海トラフ巨大地震において、地震や津波による甚大な被害が予想されていること、さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災時には、首長による専決処分が乱発されるなど、大規模災害発生時における議会の基本的機能の維持・確保等が課題となったことなどから、議会における独自の災害対策指針や独自のBCP策定の必要性が重要視されていたためである。

以上のようなことから、本市議会においても、南海トラフ巨大地震等の大規模災害等が発生した際に、議会・議員・議会事務局職員の行動指針等を定めることにより、被害の拡大を防ぐとともに、議会機能の早期回復を図ることを目的とし、BCPを策定したところである。なお、策定当時の項目は下記のとおりである。

延岡市議会業務継続計画の策定項目

項 目
1. 業務継続計画の必要性と目的
2. 業務継続計画の位置付け
3. 災害時の議会・議員の行動方針 (1) 議会としての役割 (2) 議員としての役割
4. 想定する災害 (1) 想定する災害種別及び災害内容 (2) 発生時からの期間の区分
5. 災害時の業務継続体制及び行動基準 (1) 業務継続体制の構築 ①議会の体制 ②議会事務局の体制 (2) 行動基準 ①議員の行動基準 ②事務局の行動基準
6. 災害発生時の定例会における手順（体系図）
7. 災害時の市当局との関係
8. 情報収集及び伝達
9. 環境整備 (1) 防災訓練 (2) 備蓄品の確保 (3) 通信環境 (4) 議場等の代替施設
10. その他 (1) 本BCPの見直しについて (2) 本BCPの見直し体制について

(2) 検証に当たっての基本的な考え方

現在の計画において、見直しは「新たに発見された課題などについては、適切に本BCPに反映させ本BCPをレベルアップさせていくこと」、「検討課題に対する対策が完了した場合や実施すべき内容・手順などに変更が生じた場合においても、それらを本BCPに反映させる必要があることがあった際に、必要の都度、適宜継続的に改正を行うもの」と規定している。

以上の規定を踏まえ、計画策定から5年が経過することや、さらに計画策定後に生じたコロナ禍、新たに導入したラインワークスやタブレット端末等のICTに関する手段や機器の状況を踏まえながら、変更の必要な箇所がないかを検証することとした。

(3) 検証結果

検証の結果としては、これまでコロナ禍も含めてBCPに基づいた行動を必要とした有事もなく、現時点では、計画自体の改正の必要はないと結論づけたところである。

ただし、令和7年4月からは当局において新たに危機管理部が設置される見込みであり、本市議会のBCPは、当局のBCPと連動して機能するように策定していることから、次年度以降に当局のBCPに追加される情報等あれば、適宜見直しを行うことが必要である。

6. ソーシャルネットワーキングサービスに関するガイドラインに関する協議

現在、ソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）については、多くの議員が自身の個人アカウントを用いて各種情報発信をしている。ただし、SNSの情報は拡散のスピードが速く、さらに一度インターネット上に掲載した発言や写真は、それを閲覧した人が自由にコピー・拡散ができることとなる。したがって、何か問題があったときに元の発言等を消したところで、ネット上には無数にコピーが存在していると考えべきであり、これらを全て消し去ることは実質的に不可能である。

そのようなことから、各議員がSNSをコミュニケーションの手段として用いるためには、その利用上の留意点を十分認識する必要がある。これまで本委員会でICTの活用を協議してきた経緯から、そのガイドラインを策定したところである。なお、策定にあたっては、議員の共通認識とし、自身を律するための留意点とするために必要な内容を列記する形とした。なお、具体的なガイドラインの内容は本報告の最後に記載のとおりである。

7. まとめ

令和5年6月に設置した本特別委員会は、まもなく設置から2年を迎える。本委員会設置時に協議することとした各項目については、全て協議が実施でき、それぞれある一定の協議結果が得られたところである。

まず、本格的な導入と活用を図ったタブレット端末及び文書管理アプリについては、安定した運用が令和6年9月定例会から継続でき、これまで紙面での印刷としていた資料について、ペーパーレス化を図ることができたところである。

また、委員会の配信については、昨年度の先進地視察等を踏まえて得られた知見を踏まえ、今年度は改めてその課題等を整理、協議を行った。その結果、来年度中に議会大会議室で開催される予算審査特別委員会等の録画配信を試行することを目指す方針が決定したところである。なお、今後はその試行に向けた当局への協力依頼や、事前協議が必要となる。

次に、延岡市議会のBCPについては検討の結果、今年度は見直しを行わないこととしたが、当局において今後、新たな部の設置といった状況も踏まえ、適宜見直しを行うなど柔軟な対応が必要となる。

最後に、SNSのガイドラインについては、本委員会設置当初の協議項目にはなかったところであるが、委員間において早急に整備した方がよいとの共通認識から検討を行い、議員それぞれが自身を律するルールを策定できたところである。

以上のとおり、協議を実施した各項目について、全て一定の結果が得られたところであるが、それぞれの項目で今後も検討すべき内容が含まれるものとなる。そのため、今回の報告を踏まえ、本委員会として新たな調査項目を加えるのか、もしくは、今年度まで協議した項目を改めて協議するのか検討が必要である。

延岡市議会ソーシャルメディア活用ガイドライン

1. 趣旨

近年、情報発信力に優れたインターネット上のソーシャルメディアの普及に伴い、地方議会議員においてもソーシャルネットワークサービス（以下、SNS）を含むソーシャルメディアの活用が一般的になってきている一方で、ソーシャルメディアには、不適切な情報発信の結果、誤解を招いたり、信頼を失ったり、一部の人たちの感情を害してしまう等、思いがけない影響を与えることや住民の不信感を招くといった危険性も存在する。

このようなことから、SNSを含むソーシャルメディアを効果的かつ安全に利用するに当たり、その有用性と危険性を踏まえ、ソーシャルメディアをより有効かつ安全に活用するための指針として本ガイドラインを策定する。

2. 定義

このガイドラインにおいて、ソーシャルメディアとは、X、TikTok、Instagram、Facebook、YouTube、LINEのほか、インターネット上における情報メディアサービスを利用して、ユーザーが情報発信し、あるいは相互に情報のやり取りが可能である情報伝達手段のことをいう。

3. 適用範囲

このガイドラインは、延岡市議会議員としての身分を有する者がソーシャルメディアを利用する場合に対して適用する。

4. 基本方針

- (1) ソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合には、市議会議員であることの自覚と責任を持たなければならない。
- (2) 延岡市議会基本条例を始めとする関係規定、申し合わせ事項等を遵守しなければならない。
- (3) 個人が特定できる写真、映像、文書等の情報を発信する場合は、事前に本人、所属団体、企業等に了承を得る等、基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分に留意しなければならない。
- (4) 発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意しなければならない。
- (5) 発信した情報により意図せずして誤解を生じさせたり、他者を傷つけたりした場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めなければならない。

5. 禁止事項

次の事項に該当する情報の発信を禁止する。

- (1) 法律、法令等に違反する情報や違法行為をおおる情報
- (2) 個人、団体等を誹謗または中傷し、名誉または信用を傷つける情報
- (3) 人種、思想、信条等を差別する情報や差別を助長させる情報

- (4) 公平性または中立性に疑義を生じさせるおそれのある情報
- (5) 著作権、商標権、肖像権等の市または第三者の知的所有権を侵害する情報
- (6) 虚偽や事実と異なる情報や単なる風評または風評を助長させる情報
- (7) 閲覧者に損害を与えようとしたり、わいせつな表現を含んでいる等、不適切な内容を掲載するサイトに関する情報
- (8) 本人の承諾なく個人情報特定し、開示し、漏洩する等のプライバシーを侵害する情報
- (9) 市議会の公式見解でない諸会議等での意思形成過程にある協議事項
- (10) 議決にいたっていない議案に関する事項
- (11) 職務上知り得た機密情報
- (12) SNS の利用規約に違反する行為
- (13) その他代表者会の協議の結果、議長が不適切と認めた行為

6. トラブルに対応する際の留意事項

ソーシャルメディアでは、その特性上情報が拡散しやすく、匿名性が高いものもあるため、一方的な批判等のコメントが殺到してしまう、いわゆる炎上状態になってしまうトラブルになった場合は、速やかな収束または削除する。

また、アカウントの取得が容易であることから、他人のアカウントかのようになりすまして他者を攻撃したり、ログイン情報の流出等から、他人のアカウントの乗っ取り他者を攻撃したり、といったトラブルも多く見受けられるため、ソーシャルメディア利用の際は以下の点に留意する必要がある。

(1) トラブル防止のために

- ・トラブルが発生した場合又は発生しそうな場合は、直ちに議長に報告する。
- ・発信した内容に誤りが発覚した場合は、直ちに訂正を届け出ること。
- ・他の利用者からの意見に対しては、冷静かつ誠実に対応すること。
- ・他の投稿の引用や、第三者が管理または運用するページへのリンクの掲載は、当該投稿やページの内容を市議会議員が推奨するものとして受け取られる可能性があるため、慎重に行うこと。

(2) トラブルが発生した場合(炎上状態になった場合)

- ・反論や抗弁は控え、冷静に対応すること。
- ・問題となった部分を必要に応じて修正し、謝罪すること。
- ・対応に時間を要する場合は、その旨を説明すること。

(3) その他

- ・ガイドライン以外の事案が発生した場合は別途協議し、今後検討の対象とする。